

令和3年12月16日

指定旧供給地点の変更の許可について

関東経済産業局長から、ENEOS グローブエナジー株式会社（法人番号4010001108754）による指定旧供給地点の変更の許可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準第1（17）②に適合していると認められましたので、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20211210 関 東 第 3 号
令 和 3 年 1 2 月 1 6 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の変更の許可について（回答）

令和3年12月9日付け 20211208 関東第 28 号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の変更の許可の申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該指定旧供給地点の変更の許可の申請については、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。）第1（17）②に適合していると認められましたので、許可することに異存はありません。